

粗大ごみ手数料一覧

同じ品でも、サイズや重量によって手数料が異なる場合があります。*手数料は令和2年4月現在のものです。

品目		手数料	備考	
寝具類	カーペット	6畳以下	¥ 500	6畳を超えるものは¥1,000
	座布団	5枚	¥ 500	
	ふとん	3枚	¥ 500	毛布・肌布団は6枚で¥500
	マットレス	スプリング無し スプリング有り	¥1,000 ¥4,000	
家具類	食卓・テーブル・学習机・座卓 食器棚 ワゴン タンス(整理・和・洋服) サイドボード カラーBOX・棚・本棚 下駄箱・ロッカー テレビ台 鏡台・姿見・三面鏡	横幅、高さ、奥行の長さの合計が 200cm以下 	¥ 500	横幅、高さ、奥行の長さの合計が200cmを超え、 300cm以下は¥1,000 横幅、高さ、奥行の長さの合計が300cmを 超えるものは¥2,000
	衣装用ケース・衣類箱	3個 単体ケース	¥ 500	引出仕様で多段のものは1個¥500
	椅子	1人掛け用	¥ 500	
	パイプ椅子		¥ 500	
	座椅子	スプリング無し・1人掛け用	¥ 500	スプリング無し・2人掛け用は¥1,000
	ベンチ	2人掛け以上	¥1,000	
	レンジ台	米びつ付	¥1,000	米びつなしは¥500
	ハンガースタンド		¥ 500	
	ベッド枠		¥1,000	宮・引出しも含む
	ベッド枠(電動)		¥3,000	スプリング無しマットレス含む
	ベビーベッド		¥1,000	スプリング無しマットレス含む
パイプベッド		¥1,000	スプリング無しマットレス含む	
二段ベッド		¥2,000	スプリング無しマットレス含む	
ソファ	ソファ	スプリング無し・1人掛け用 スプリング無し・2人掛け用以上 スプリング有り	¥1,000 ¥2,000 ¥4,000	
	ソファベッド	スプリング無し	¥2,000	
		スプリング有り	¥4,000	
楽器	エレクトーン		¥2,000	
	オルガン		¥2,000	
	電子ピアノ		¥2,000	ピアノは収集不可(業者へ依頼してください)
日用品	一輪車(運搬用)		¥1,000	
	運搬用台車		¥1,000	
	枝切りばさみ		¥ 500	
	脚立		¥ 500	
	碁盤・将棋板	厚さ5cmを超えるもの	¥ 500	
	スーツケース		¥ 500	
	剪定バリカン・チェーンソー		¥ 500	
	チャイルドシート		¥ 500	
	ビーチパラソル		¥ 500	
	ベビーカー		¥ 500	
	餅つき器		¥ 500	
	物干しざお	2本	¥ 500	
	物干し台のポール	2脚	¥ 500	土台は含まない
	電気製品	編み機		¥ 500
オープンレンジ			¥1,000	
空気清浄機			¥ 500	
草刈り機		家庭用	¥ 500	農業に使用しているものは収集できません
こたつ			¥1,000	
炊飯器			¥ 500	
ステレオセット			¥1,000	
石油ストーブ			¥ 500	灯油を抜いてください
石油ファンヒーター			¥ 500	灯油を抜き、電池を除いてください
扇風機			¥ 500	
掃除機		¥ 500		
電気カーペット		¥ 500		

	品 目	手数料	備考	
電気製品	電子レンジ	¥1,000		
	プリンター	¥ 500		
	マッサージ機(いす式)	¥1,000		
	ミシン	足踏み式	¥1,000	足踏み式以外のものは¥500
スポーツ用品	ゴルフクラブ	セット	¥1,000	
	自転車		¥ 500	防犯登録の解除が必要です
	スキー板	1組	¥ 500	
	スノーボード		¥ 500	
	卓球台		¥1,000	
	ダンベル	1組で20kg以下	¥ 500	20kgを超えるものは¥1,000
	鉄アレイ	1組で20kg以下	¥ 500	20kgを超えるものは¥1,000
	バスケットゴール		¥1,000	
	ボウリングの玉		¥ 500	
	ルームランナー		¥1,000	
	建具・住宅設備	アコーディオンカーテン		¥ 500
網戸		2枚	¥ 500	
ガスコンロ			¥ 500	
障子		2枚	¥ 500	
洗面台			¥1,000	
ドア			¥1,000	
ふすま		2枚	¥ 500	
畳		1枚	¥1,000	
ブラインド			¥ 500	
よしず・たてす		1枚	¥ 500	
その他	生ごみ処理容器		¥ 500	
	テント	家庭用	¥1,000	
	井戸用小型ポンプ		¥1,000	



野外焼却(野焼き)は 法律で禁止されています。

家庭や、事業所から出たごみの野外焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一部の例外を除いて禁止となっています。違反した場合は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金が科せられる場合がありますので、野外焼却(野焼き)はしないでください。

※法律の基準を満たしていない焼却炉での焼却も違法です。

例外規定の焼却行為

- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却(どんと焼き、門松、しめ縄などの焼却)
- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
(農業者の焼き畑、稲わらの焼却、林業者の伐採下枝の焼却、漁業者の漁網に付着した海産物の焼却)
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの(キャンプファイヤーなど)
- 公共施設の管理を行うために必要な焼却(河川管理者が管理を行うために抜採した草木などの焼却)
- 災害の予防、応急対策、復旧に必要な焼却(災害等の応急対策、火災予防訓練)

例外となっているものについても、むやみに焼却してよいというわけではありません。やむをえず焼く場合は、近隣住民に声をかけるなど周辺で生活する人の立場にたって、周辺環境への配慮は十分に行ってください。